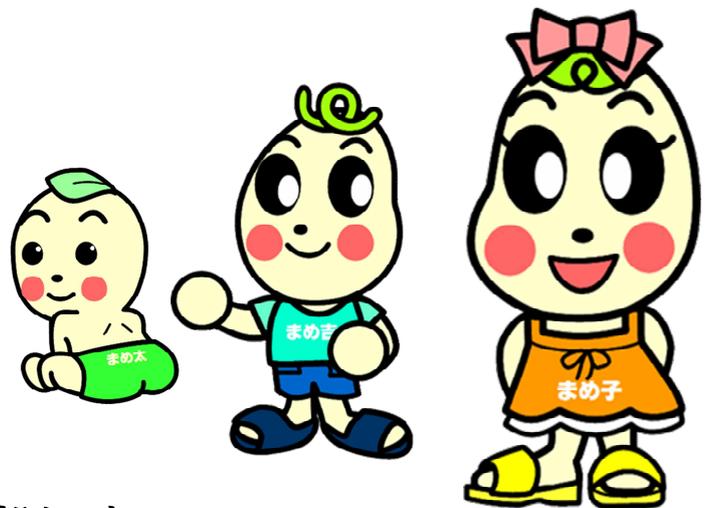


令和 8 年度

松江市 A 類疾病定期予防接種実施要領

(令和 8 年 4 月 1 日施行)



松江市

目 次

1. 目的
2. 対象者
3. 接種期間
4. 周知方法
5. A 類疾病予防接種実施フロー図
6. 実施方法
7. 疾病罹患後の接種間隔
8. 他の予防接種との接種間隔
9. 委託料
10. 自己負担金
11. 委託料の請求方法
12. 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者の定期接種の
機会の確保
13. 副反応疑い報告制度・健康被害救済制度等
14. 予防接種の過誤による事故が発生した場合について
15. 予防接種のお問い合わせについて
16. 対象疾病別接種方法
 - (1) RS ウイルス感染症
 - (2) B 型肝炎
 - (3) ロタウイルス感染症
 - (4) ジフテリア・百日咳・ポリオ・破傷風・Hib
 - (5) 小児の肺炎球菌症
 - (6) 結核
 - (7) 水痘
 - (8) 麻しん・風しん
 - (9) 日本脳炎
 - (10) ジフテリア・破傷風
 - (11) ヒトパピローマウイルス感染症

別紙

令和 8 年度 A 類疾病予防接種業務委託 委託料（消費税込み）

1. 目的

予防接種法に基づくワクチン接種により、人々の免疫水準を維持し多くの人々を感染症から守ることを目的とする。

2. 対象者

松江市に住民登録がある人で、予防接種法に定める定期接種の対象年齢にある人。

3. 接種期間

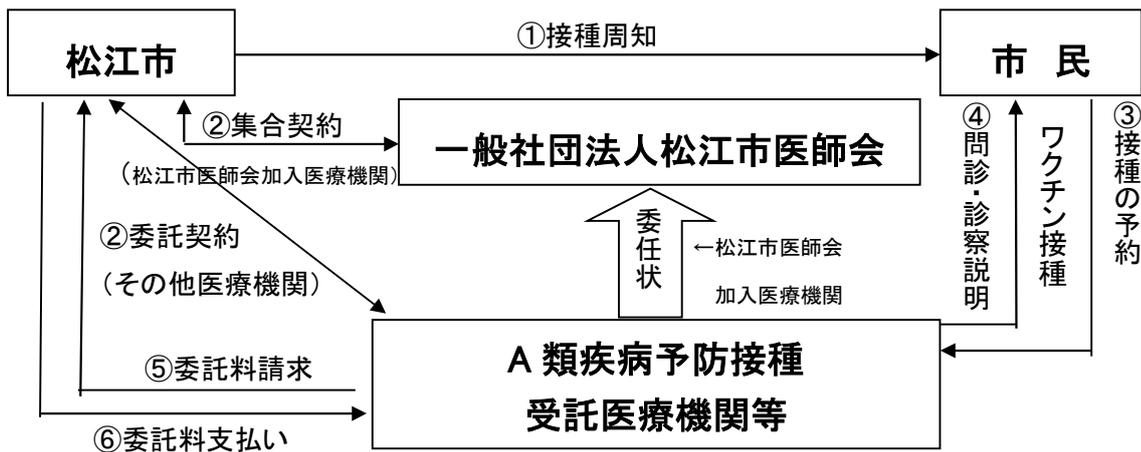
令和8年4月1日～令和9年3月31日

4. 周知方法

- 生後1か月時に予防接種手帳、予防接種番号シール（住所・氏名・生年月日・整理番号を記載したもの）を同封し個別に郵送する。
- 日本脳炎2期は小学4年生、二種混合（DT）・HPV（HPVは女子のみ）は小学6年生時に予診票を個別に郵送する。
- 転入時に母子健康手帳等で接種履歴を確認後、未接種分の予診票を交付する。
- 松江市ホームページ、市報、ポスター等で周知する。
- 以下の予防接種については、接種対象者・未接種者へ接種勧奨をする。

BCG		通年	生後9か月時の未接種者	勧奨ハガキ
麻しん・風しん (MR)	第1期	通年	1歳6か月児健診対象者	健診通知に同封
			生後1歳9か月時の未接種者	勧奨ハガキ
	第2期	4月	年長児	勧奨ハガキ
		7月	未接種者	勧奨ハガキ
		10月	年長児	就学前健診案内に同封
12月	未接種者	勧奨ハガキ		
日本脳炎	1期	通年	3歳児健診対象者	健診通知に同封
		10月	年長児	就学前健診案内に同封
	2期	4月	小学4年生	予診票
			小学6年生	DT予診票通知に同封
10月	小学6年生	学校でチラシ配布		
二種混合（DT）	2期	4月	小学6年生	予診票
		10月		学校でチラシ配布
子宮頸がん予防 (HPV)		4月	(女子) 小学6年生、中学1年生	予診票
			中学2年生の1回目未接種者	勧奨ハガキ
		7月	高校1年生の1回目未接種者、未完了者	勧奨ハガキ

5. A 類疾病予防接種実施フロー図



6. 実施方法

(1) 実施準備

- ア 受託調査の結果、市は一般社団法人松江市医師会（以下「医師会」と表記）と集合契約を締結する。医師会会員ではない医療機関については、該当する医療機関と委託契約を締結する。受託医療機関（以下「医療機関」と表記）は医師の承諾書を市に提出する。
- イ 市は医療機関に実施要領、予診票、説明書、ポスター（1部）、委任状または契約書、委託料請求書、医師承諾書、副反応疑い報告書等を配布する。
- ウ 市は予防接種の種類、対象者の範囲、期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項等を公告する。
- エ 契約後に、接種医師の変更・追加、医療機関名・住所・代表者の変更がある場合は、松江市まで連絡すること。

(2) 予約受付

- ア 医療機関において、接種予約を受け付ける。（一部予約不要の医療機関あり）
予約者に予防接種は接種希望者の体調が良いときに受けることを伝える。
- イ 接種希望者に、接種日当日は母子健康手帳または市で交付する「予防接種の記録」と予診票を必ず持参するよう説明する。
※「予防接種の記録」：母子健康手帳を紛失した人については、接種状況を記載した「予防接種の記録」を市で申請受付・発行している。母子健康手帳を紛失した人は必ず必要。
- ウ 接種希望者に、市から送付した予診票に同封している説明文を必ずよく読み、予診票の質問事項等を記入するよう説明する。

(3) 予防接種実施

※予防接種の実施にあたっては、「予防接種ガイドライン」を熟読し、遵守すること。

ア 接種当日は、必ず保護者が同伴していること。

ただし、HPV 予防接種（高校生1年生相当）は、あらかじめ保護者の同意を予診票で確認できた場合は保護者の同伴を要しない。RS ウイルス予防接種は16歳以上は保護者の同伴及び署名は不要とする。また、18歳以上の大学生相当の年齢の人も保護者の同伴及び署名は不要。

※保護者とは、親権を行う人（父または母）または後見人をいう。（予防接種法第2条第7項）

※やむを得ず保護者の同伴ができず、祖父母等が同伴する場合は委任状の記入が必要となる。

注) 代理人は18歳(大学生相当)以上の成人。(高校生相当は不可)

- ・「委任状」は、予防接種の当日までに、保護者本人および代理人がそれぞれ署名し、接種当日に代理人が医療機関へ提出する。
- ・医師の診察・説明を受けた後、接種に同意する場合は、予診票の保護者自署欄(同意欄)に代理人の署名をする。

- イ 予診票及び母子健康手帳(または市が交付する「予防接種の記録」)の持参を確認すること。
- (ア) 上記のどちらかひとつでも持参していない人には接種をしない。
- (イ) 医療機関の予備予診票は、当日接種できなかった人に配布する。予診票を忘れた人に使用しない。
- ウ 接種前に、マイナンバーカード等により被接種者が松江市に住民登録していること、対象年齢、接種歴、既往歴の確認を行う。接種歴は、本人の申告ではなく、母子健康手帳または「予防接種の記録」で必ず確認すること。なお、松江市から交付した震災対応、災害対応のスタンプがある予診票保持者は松江市民と同じ対応とする。
- エ 海外等で受けた予防接種については、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができる。
- オ 予診票の記入漏れがないかを確認すること。
- 予防接種番号シールの貼付(または、氏名、ふりがな、住所、性別、生年月日の記載があるか)満年齢、保護者氏名、電話番号、問診票のチェックをすること。
- カ 予防接種不適合者又は予防接種要注意者に該当しないか等、予診票、問診で十分に確認する。
- キ 接種医師は、希望の予防接種種別を確認の上、「母子健康手帳」・「予診票」を確認すること。
- ク 被接種者、保護者に予防接種の効果や目的、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度等について説明を行い、視診、聴診を行った上で、保護者に接種希望の意思、予診票を市へ提出することへの同意を確認すること。
- ケ 予診票医師記入欄で、「実施できる・見合わせた方がよい」及び、医師署名は必ず医師が自署する。
- コ 医師の診察・説明を受けた上で、保護者または本人(大学生相当)が予診票に氏名を自署し、被接種者に接種すること。
- サ 医師は診察及び接種の記録について、診療録(カルテ等)に記載すること。
- シ 接種後は、予診票にロット番号シールを貼付し(手書き可)、実施場所及び医師名は市から配布するゴム印を押し、接種年月日を記入する。
- ス 接種内容は、母子健康手帳または市が交付した「予防接種の記録」に、必ず記録をする。
- セ 接種終了後、およそ30分間は被接種者を接種場所に留まらせ、様子を観察し、医師とすぐに連絡がとれるようにしておくこと。
- ソ 診察の結果、接種不適合と判断した場合は、医療機関配置の予備予診票(当日接種できなかった人用)を渡すこと。
- (4) 接種不適合者と接種要注意者の取り扱い
- ア 『予防接種不適合者』
- 次のいずれかに該当する接種不適合者と認められる場合は予防接種を実施しない。
- (ア) 明らかな発熱を呈している人(37.5℃以上)。
- (イ) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人。

- (ウ) その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな人。
- (エ) BGG 接種の対象者にあつては、外傷等によるケロイドの認められる人。
- (オ) ロタウイルス感染症にかかる予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな人、先天性消化管障害を有する人（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる人。
- (カ) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある人。

イ 『予防接種要注意者』

(ア) から (キ) までに掲げる人については、各ワクチンの添付文書を参照し、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断する。

(ア) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する人。

(イ) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人。

(ウ) 過去にけいれんの既往のある人。

(エ) 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人。

(オ) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人。

(カ) 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある人その他の結核感染の疑いのある人。

(キ) ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害がある人。

(ク) RS ウイルス母子免疫ワクチンの予防接種にあつては、妊娠高血圧症候群に罹患したことがある人及び妊娠高血圧症候群発症群のリスクが高いと医師が判断する人。

(5) 妊娠中若しくは妊娠をしている可能性がある女性に対する接種の注意事項(RS ウイルスワクチンを除く)

ア 妊娠中若しくは妊娠している可能性がある女性については原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。

イ 接種医は予診票に記載された内容だけで判断せず、本人に口頭で記載事実の確認を行うこと。その際本人が事実を話しやすいような環境づくりに努め、プライバシーに十分配慮する。

ウ 妊娠又は、その可能性がある場合は、予防接種不適当者であることを伝え、出産後又は、妊娠していないことが確認された後の適当な時期に接種するように勧める。

7. 疾病罹患後の接種間隔

詳細は、「予防接種ガイドライン」を参考の上、接種すること。

【疾病罹患後の接種間隔】については下記のとおり。

- ① 麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜ等に罹患した場合は、治ってから 4 週間以上あける。
- ② 突発性発疹、手足口病、りんご病、ヘルパンギーナ、インフルエンザ、新型コロナウイルス、プール熱等に感染した場合は、治ってから 2 週間以上あける。
- ③ 症状が比較的軽傷な上気道炎、胃腸炎などの場合は、治っていれば予防接種の対象とする。

※これらの患者と接触し、潜伏期間内であることが明らかな場合には、患児の状況を考慮して接種を決定する。

8. 他の予防接種との接種間隔

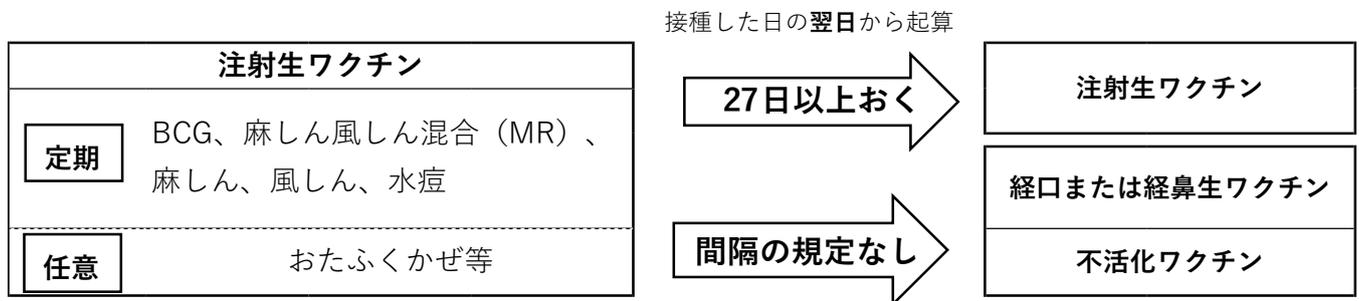
※同じ種類のワクチンを複数回接種する場合は、それぞれ決められた接種間隔を守ること。

※同時に同一の被接種者に対して行う同時接種は、医師が必要と認めた場合に行うこと。

他の予防接種との接種間隔

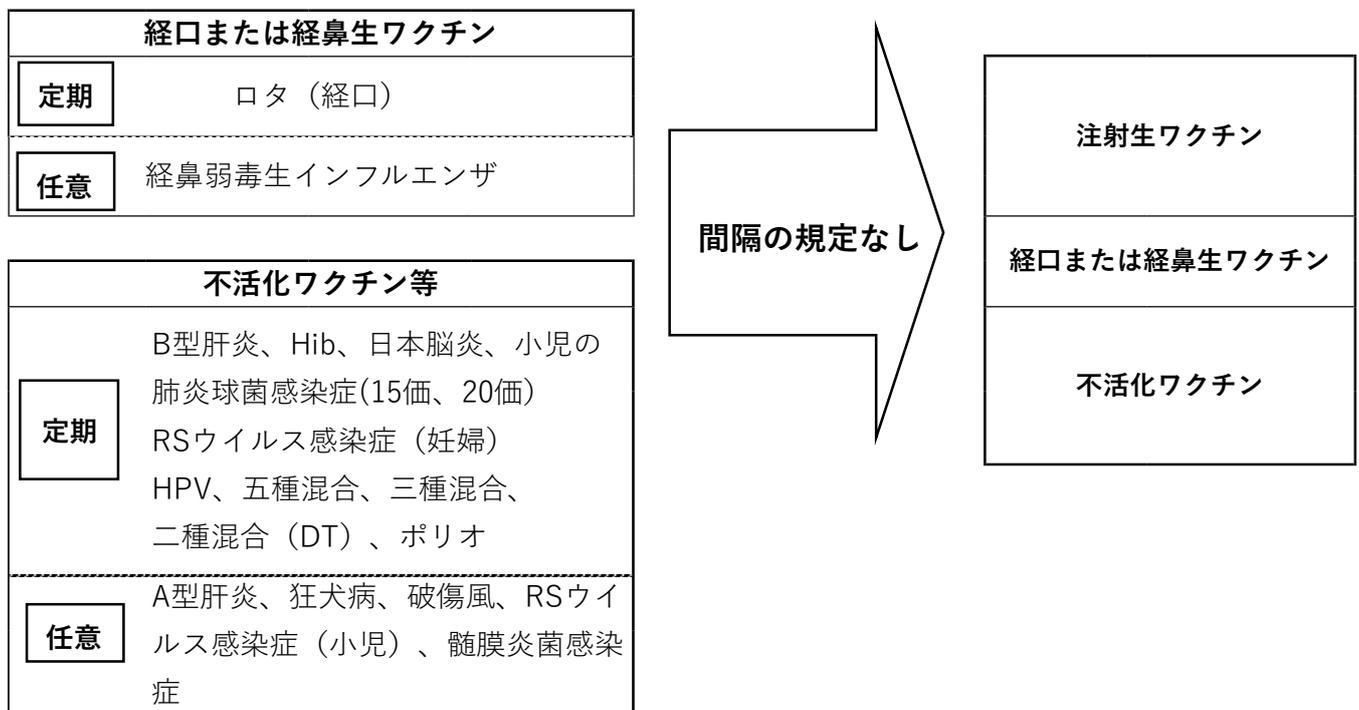
※同じ種類のワクチンを複数回接種する場合は、それぞれ定められた接種間隔を守ること。

※同時に同一の被接種者に対して行う同時接種は、医師が必要と認めた場合に行うこと。



※注射生ワクチンを接種翌日から、別の注射生ワクチン接種を行うまでの間隔は、27日以上おく

※注射生ワクチンを接種後、経口生ワクチン及び不活化ワクチン接種を行うまでの間隔に規定なし



9. 委託料（消費税込み）

委託料については、別紙「令和8年度A類疾病予防接種業務委託 委託料」のとおりとする。

10. 自己負担金

無料（全額公費負担）

11. 委託料の請求方法

(1) 予診票を月毎に集計し、請求書とともに、翌月10日必着（土・日・祝の場合はその前日）で松江市に提出する。

- (2) 請求書への押印は不要とし、請求書の日付は、翌月2日から10日までの日付（土・日・祝以外）を記入する。
- (3) 市は請求書受理後、その日から起算して30日以内に委託料を医療機関指定口座に振り込む。

12. 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保

ロタウイルス感染症、RSウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く定期予防接種の対象疾病については、特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかつたと認められる人について、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、定期接種の対象者とする。ただし、対象期間の特例のある場合を除く。

(1) 特別の事情（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限り）

ア 次の①～③に掲げる疾病にかかったこと

- ①重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症、その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
- ②白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
- ③①又は②の疾病に準ずると認められるもの

イ 臓器の提供を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと

ウ 医学的知見に基づきア又はイに準ずると認められるもの

エ 災害、ワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと

※特別の事情については、被接種者が疾病にかかっていたことや、やむを得ず定期接種を受けることができなかったと判断した理由等を記載した医師の診断書や理由書（特例措置対象者該当理由書）、接種歴等により総合的に市が判断する。

(2) 対象期間・接種方法

ア ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風については、15歳に達するまでの間（ただし、五種混合ワクチンを使用する場合に限る）

イ 結核については、4歳に達するまでの間

ウ Hib感染症については、10歳に達するまでの間

（ただし、五種混合ワクチンを使用する場合にあっては、15歳に達するまでの間）

エ 小児の肺炎球菌感染症については6歳に達するまでの間

オ B型肝炎については、1歳以上10歳未満の人は皮下に0.25ml、10歳以上の人は筋肉内又は皮下に0.5mlを接種する。

13. 副反応疑い報告制度・健康被害救済制度等

- (1) 予防接種後に副反応や体調不良がみられる場合は、まず、接種医療機関を受診し相談するよう、被接種者（保護者）に接種前に説明する。
- (2) 接種医療機関は、予防接種による副反応で厚生労働省令に定める症状であると診察した場合は「予防接種後副反応疑い報告書」を作成し、これを用いて速やかに電子申告システムまたはFAXで報告すること。

(独) 医薬品医療機器総合機構

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル FAX : 0120-176-146

- (3) 予防接種後に生じた健康被害について医療機関が相談を受けた場合は、申請に必要な手続き等について松江市に相談するよう被接種者に説明する。

申請後、予防接種後に生じた健康被害が、当該予防接種と因果関係があると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種健康被害救済制度により松江市が救済措置を行う。

14. 予防接種の過誤による事故が発生した場合について

接種にあたって不適切な事由があった場合は、別添予防接種マニュアル「接種の過誤発生時の対応」に基づき、直ちに松江市へ報告し、「予防接種の過誤による事故報告書」を提出すること。

BCG 接種によるコッホ現象は、保護者の同意を得て「コッホ現象事例報告書」にて松江市へ報告すること。

※なお、夜間・土・日・祝日に、急を要する事例が発生した場合は松江市役所(代表 TEL0852-55-5555)に連絡する。担当課より折り返し連絡をする。

15. 予防接種のお問い合わせについて

〒690-0045 松江市乃白町 32-2 松江市保健福祉総合センター内

松江市健康推進課 予防接種室

T E L (0852) 60-8173 F A X (0852) 60-8160 メール yobou-sessyu@city.matsue.lg.jp

16. 対象疾病別接種方法

【各接種方法の見方】

※各ワクチンについて、よく読み理解したうえで接種してください。

★法定接種について

法令で定められた接種間隔や年齢等について赤字で表示しています。⇒守らないと過誤となります

対象年齢	妊娠28週0日～36週6日までの妊婦		
法定接種	<p>1回</p> <p>妊娠28週 → 妊娠36週6日</p> <p>1回の接種を行う</p>		
接種量	0.5ml	方法	筋肉内注射

標準接種	妊娠終了予定日の14日前までに接種を完了する
------	------------------------

★標準接種について

この期間に接種を受けることが望ましいとされる間隔です。

予防接種時の注意点を示しています。

- ア 使用するワクチンは、組み換えRSウイルスワクチン（ただし、妊婦への能動免疫により出生した児のRSウイルス感染の予防に寄与するワクチンに限る。）とする。
- イ RSウイルス感染症にかかったことがある人についても定期接種の対象とする。
- ウ 接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確立していないため、妊娠39週に至るまでの間に妊娠終了を予定している場合、その14日前までに接種を完了させることが望ましい。
- エ 妊娠39週に至るまでの間に妊娠終了を予定している場合、その14日前以降に接種を行う場合ウについて十分に説明を行い、同意を得られた場合に接種する。
- オ 接種後は妊娠時に交付された母子健康手帳の「その他の予防接種」のページに記録すること。

(1) RSウイルス感染症《アブリスボ》

対象年齢	妊娠28週0日～36週6日までの妊婦		
法定接種	<p>1回</p> <p>妊娠28週0日 → 妊娠36週6日</p> <p>1回の接種を行う</p>		
接種量	0.5ml	方法	筋肉内注射（上腕三角筋部）
標準接種	妊娠終了予定日の14日前までに接種を完了する		

- ア 使用するワクチンは、組み換えRSウイルスワクチン（ただし、妊婦への能動免疫により出生した児のRSウイルス感染の予防に寄与するワクチンに限る。）とする。
- イ RSウイルス感染症にかかったことがある人についても定期接種の対象とする。
- ウ 接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確立していないため、妊娠39週に至るまでの間に妊娠終了を予定している場合、その14日前までに接種を完了させることが望ましい。
- エ 妊娠39週に至るまでの間に妊娠終了を予定している場合、その14日前以降に接種を行う場合、ウについて十分に説明を行い、同意を得られた場合に接種する。
- オ 接種後は妊娠している児の母子健康手帳の「その他の予防接種」のページに記録すること。
- カ 妊婦に対して、接種前に妊娠している児の母子健康手帳の提示を求め、接種時点で妊娠28週0日から36週6日と確認できた場合に接種すること。
- キ 予診票は医療機関に設置する。松江市に住民票がない人の接種には使用しないこと。
- ク 接種については、妊婦健診で受診している医療機関の医師と相談の上判断することが望ましいため、妊婦健診で受診している医療機関以外での接種を希望する場合には、妊婦健診で受診している医療機関でRSウイルス予防接種を他の医療機関で接種してよいかを対象者に事前に確認してもらうこと。
- ケ 通常の予防接種の判断を行うに際して注意を要する人に加え、妊娠高血圧症候群の罹患歴があるまたは発症リスクが高いと考えられる人の接種については、慎重な判断を行うことになるので、各医療機関で対処方法を検討しておくこと。
（特に対象者の妊婦健診を実施していない医療機関については、貴院での判断が難しい場合は、専門性の高い医療機関を紹介する等）
- コ RSウイルスワクチンの接種については、16歳以上の人：保護者の同伴・同意（予診票の保護者自署）は不要。16歳未満の人：保護者の同伴及び同意（予診票の保護者自署）が必要。
- サ 里帰り等松江市外での接種を希望された場合には予診票を個別に送付する。（松江市に事前申請が必要）

(2) B型肝炎<<組換え沈降B型肝炎ワクチン>>

対象年齢	1歳未満 (1歳の誕生日前日まで)		
法定接種	<p>2回目：1回目の接種から27日以上の間隔をおいて1回行うこと 3回目：1回目の接種から139日以上の間隔をおいて1回行うこと</p>		
接種量	0.25ml	方法	皮下注射

標準接種	生後2か月～生後9か月に至るまで
------	------------------

ア 対象者から除外される人

H B s 抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある人であって、抗H B s 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある人については、定期接種の対象者から除くこと。

(3) ロタウイルス感染症

≪経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス）≫

対象年齢	出生6週0日後～出生24週0日後まで ※出生日の6週間後の同曜日から、24週間後の同曜日まで （出生日の翌日を1日後として算出する）		
法定接種	<p>27日以上の間隔をおいて2回投与する</p> ※接種が遅くなることにより、2回目の接種ができなくなりますので、ご注意ください		
接種量	1.5ml	方法	経口接種

標準接種	1回目 生後2か月に至った日から出生14週6日後までの間
------	---------------------------------

≪五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック）≫

対象年齢	出生6週0日後～出生32週0日後まで ※出生日の6週間後の同曜日から、32週間後の同曜日まで （出生日の翌日を1日後として算出する）		
法定接種	<p>27日以上の間隔をおいて3回接種する</p> ※接種が遅くなることにより、2・3回目の接種ができなくなりますので、ご注意ください		
接種量	2.0ml	方法	経口接種

標準接種	1回目 生後2か月に至った日から出生14週6日後までの間
------	---------------------------------

ア 対象者から除外される人

- (ア) 腸重積症の既往歴があることが明らかな人
- (イ) 先天性消化管障害を有する人（その治療が完了した人を除く。）
- (ウ) 重症複合免疫不全症の所見が認められる人

イ 出生15週0日後以降の初回接種については安全性が確立されておらず、出生14週6日後までに初回接種を完了させることが望ましい。

ウ 出生15週0日後以降に初回接種を行う場合、上記イについて十分説明を行い、同意を得られた場合に接種すること。

エ ワクチン接種後に間欠的な啼泣や不機嫌、血便、嘔吐等腸重積症を疑う症状が被接種者にみら

- れる場合は、速やかに医師の診察を受けさせるよう、接種時に保護者に対して説明すること。
- オ 2回目以降の接種に当たっては、保護者が持参した母子健康手帳により、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン又は五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンのいずれの接種歴があるか確認すること。
- カ ただし、里帰りや転入等により、やむを得ない事情により同一製剤ができないと松江市が認めた場合に限り、次に掲げる方法で接種することができる。
- (ア) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを1回経口投与した後、第1回目の経口投与から27日以上の間隔をおいて、五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを27日以上の間隔をおいて2回経口投与する。
- (イ) 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを1回経口投与した後、第1回目の経口投与から27日以上の間隔をおいて、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを27日以上の間隔をおいて2回経口投与する。
- (ウ) 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを2回経口投与した後、第2回目の経口投与から27日以上の間隔をおいて、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを1回経口投与する。
- キ 経口接種後に接種液を吐き出したとしても追加の投与は必要ない。

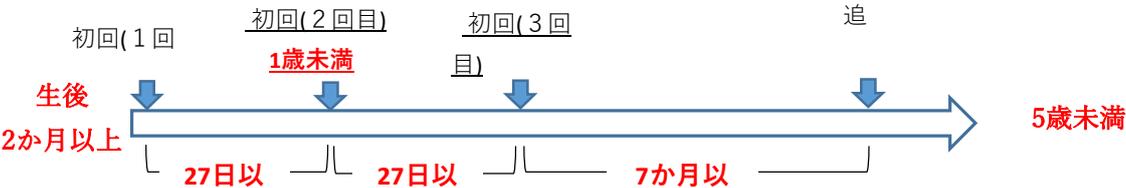
(4) ジフテリア・百日咳・ポリオ・破傷風・Hib

《五種混合、三種混合》

対象年齢	生後2か月～7歳6か月未満（7歳6か月の前日まで）		
法定接種	<p>五種混合・三種混合</p> <p>1期初回 20日以上の間隔をおいて3回行う。</p> <p>1期追加 初回接種終了後 6か月以上の間隔をおいて1回行う。</p>		
接種量	0.5ml	方法	皮下注射（五種混合は筋肉内注射も可）

標準接種	①五種混合
	<p><u>1期初回</u> 生後2か月に達した時から生後7か月に至るまでの期間に、20日から56日までの間隔をおいて3回行う。</p> <p><u>1期追加</u> 1期初回の3回目終了後から6か月以上18か月未満の間隔をあけて1回行う。</p>
標準接種	②三種混合
	<p><u>1期初回</u> 生後2か月に達した時から生後12か月に至るまでの期間に20日から56日までの間隔をおいて3回行う。</p> <p><u>1期追加</u> 1期初回の3回目終了後から12か月以上18か月未満をあけて1回行う。</p>

Hib感染症〈乾燥ヘモフィルス b 型ワクチン〉

対象年齢	生後2か月～5歳未満（5歳の誕生日前日まで）			
法定接種	<p>①初回（1回目）が生後2か月～生後7か月未満の人</p>  <p>初回 1歳（生後12か月）までの間に27日（医師が必要と認めた時は20日）以上の間隔をおいて3回行う。 2回目、3回目は1歳（生後12か月）までに行うこととし、それを超えた場合は行わない。 追加接種は可能だが、最後の接種後27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上の間隔をおいて1回行う。</p> <p>追加 初回接種終了後7か月以上の間隔をおいて1回行う。</p>	<p>②初回（1回目）が生後7か月以上～1歳未満の人</p>  <p>初回 1歳（生後12か月）までの間に27日（医師が必要と認めた時は20日）以上の間隔をおいて2回行う。 2回目は1歳（生後12か月）までに行うこととし、それを超えた場合は行わない。 追加接種は可能だが、最後の接種後27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上の間隔をおいて1回行う。</p> <p>追加 初回接種終了後7か月以上の間隔をおいて1回行う。</p>	<p>③初回（1回目）が1歳（生後12か月）～5歳未満（生後60か月）の人</p>  <p>1回の接種を行う（1回目の予診票を使用）</p>	
	接種量	0.5ml	方法	皮下注射
	標準接種	<p>※初回1回目が生後2か月～生後7か月未満の人の方法を標準接種とする。</p> <p>①初回1回目が生後2か月～生後7か月未満の人 初回は27日（医師が認めた場合には20日）～56日までの間隔をおいて3回行う。 追加は初回終了後、7か月から13か月の間隔をおいて1回行う。</p>		

標準接種	②初回（1回目）が生後7か月以上～1歳未満の人
	初回は7日（医師が認めた場合には20日）～56日までの間隔をおいて2回行う。 追加は初回終了後、7か月から13か月の間隔をおいて1回行う。

急性灰白髄炎《不活化ポリオ》

対象年齢	生後2か月～7歳6か月未満（7歳6か月の前日）		
法定接種	<p>1期初回 20日以上の間隔をおいて3回行う。</p> <p>1期追加 6か月以上の間隔をおいて1回行う。</p>		
接種量	0.5ml	方法	皮下注射

標準接種	<p><u>1期初回</u> 生後2か月から1歳未満を標準接種期間とする。 20日から56日までの間隔をおいて3回行う。</p> <p><u>1期追加</u> 初回終了後、1歳（12か月）から1歳6か月（18か月）未満を標準接種期間とする。</p>
------	--

ア 四種混合ワクチンはすでに使用期限が終了しているため、使用しないこと。

第1期の初回接種は、五種混合、三種混合、二種混合のうちから、使用するワクチンを選択することが可能であっても、原則として同一種類のワクチンを必要回数接種すること。

イ 第1期の初回接種に四種混合ワクチンを使用している場合、Hibワクチンの回数によらず、五種混合ワクチンを用いて第1期を完了することとして差し支えない。その際、後から接種する五種混合ワクチンから見て、直前の四種混合ワクチンと接種間隔が定められたものとなるよう、必要な日数を確保する必要があることに留意すること。

四種混合とHibの予診票を持参した者で五種混合ワクチンの接種を希望する場合、医療機関にて予診票を五種混合の書式に差し替えて使用し、四種混合とHibの予診票も医療機関で回収する。予診票再発行についても、今後は五種混合の予診票を発行することとする。

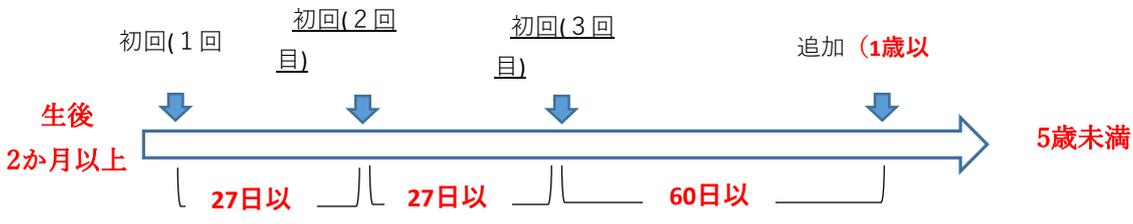
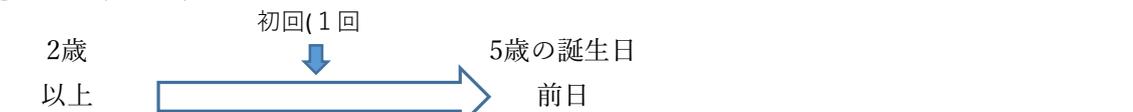
ウ ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎又は破傷風のいずれかに罹患した人も、既罹患疾病に対応するワクチン成分を含有する混合ワクチンを接種することができる。

第1期の接種にDTワクチンを使用する場合は、第1期初回2回、第1期追加1回を接種する。

エ 第1期の接種にDTワクチンを使用する場合は、第1期初回2回、第1期追加1回を接種する。第1期でDTワクチンを希望する場合、松江市に事前に連絡し予診票は若草色(第1期DT用)を使用する。

第1期の接種に三種混合ワクチンを希望する場合、松江市に事前に連絡し予診票は黄色(第1期三種混合用)を使用する。

(5) 小児の肺炎球菌症 ≪ 沈降15価・20価肺炎球菌結合型ワクチン ≫

対象年齢	生後2か月～5歳未満（5歳の誕生日前日）		
法定接種	<p>①初回（1回目）が生後2か月～生後7か月未満の人</p>  <p>初回 27日以上の間隔をおいて3回行う。 1歳（生後12か月）を超えて2回目の接種を行った場合は3回目の接種は行わない。 （追加接種は実施可能） 2歳を超えて2回目、3回目の接種は行わない。（追加接種は実施可能）</p> <p>追加 初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後で1歳（生後12か月）以降に、1回行う。</p>		
	<p>②初回（1回目）が生後7か月以上～1歳（生後12か月）未満の人</p>  <p>初回 27日以上の間隔をおいて2回行う。 2回目の接種は2歳までに行うこととし、それを超えた場合は行わない。 （追加接種は実施可能）</p> <p>追加 初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後で1歳（生後12か月）以降に、1回行う。</p>		
	<p>③初回（1回目）が1歳（生後12か月）以上～2歳未満の人</p>  <p>60日以上の間隔をおいて2回行うこと（1回目、2回目の予診票を使用）</p>		
	<p>④初回（1回目）が2歳以上～5歳未満の人</p>  <p>1回行うこと（1回目の予診票を使用）</p>		
接種量	0.5ml	方法	皮下注射または筋肉内注射

標準接種	<p>※初回（1回目）が生後2か月～生後7か月未満の人の方法を標準接種とする。</p> <p>①初回（1回目）が生後2か月～生後7か月未満の人</p> <p><u>初回</u></p> <p>1歳（生後12か月）未満までに27日以上の間隔をおいて3回行う。</p> <p><u>追加</u></p> <p>1歳（生後12か月）以上1歳3か月未満を標準的な期間とする。</p>
	<p>②初回（1回目）が生後7か月以上～1歳（生後12か月）未満の人</p> <p><u>初回</u></p> <p>2回目の接種は1歳（生後12か月）未満までに終了させる。</p>

- ア 使用するワクチンについては、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを基本とするが、当面の間、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンも使用できること。
- イ 沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを接種している場合、原則としては同一ワクチンを接種とするが、やむを得ない事情がある場合には、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンへの切り替えについて医師の判断とする。

(6) 結核<<BCG>>

対象年齢	1歳未満（1歳の誕生日前日まで）		
法定接種	<p>出生 → 1回 ↓ → 1歳未満</p> <p>1回の接種を行う</p>		
接種量	所定のスポイトで滴下	方法	BCG用管針を用いて経皮接種

標準接種	生後5か月以上生後8か月未満までに1回行う。
------	------------------------

ア 結核の予防接種は、経皮接種用乾燥BCGワクチン（以下「BCG」という。）を使用する。

イ コッホ現象が出現した場合の対応は以下のとおりとする。

（コッホ現象について）

健常者がBCGを初めて接種した場合は、接種後10日頃に針痕部位に発赤が生じ、接種後1か月から2か月までの頃に化膿巣が出現する。

一方、結核菌の既感染者にあっては、接種後10日以内に接種局所の発赤・腫脹及び針痕部位の化膿等を来し、通常2週間から4週間後に消炎、癬痕化し、治癒する一連の反応が起こることがあり、これをコッホ現象という。これは、BCG再接種においてみられる反応と同一の性質のものが結核菌感染後の接種において比較的強く出現したものである。

（ア）保護者に対する周知

予防接種の実施に当たって、医療機関はコッホ現象に関する情報提供及び説明を行い、次の事項を保護者に周知しておくこと。

①コッホ現象と思われる反応が被接種者にみられた場合は、速やかに接種医療機関を受診すること。

②コッホ現象が出現した場合は、接種局所を清潔に保つ以外の特別の処置は不要である。反応が起こってから、びらんや潰瘍が消退するまでの経過がおおむね4週間を超える等治癒が遷延する場合は、混合感染の可能性もあることから、接種医療機関を受診すること。

（イ）医師がコッホ現象を診断した場合には、保護者の同意を得て、「コッホ現象事例報告書」

（定期予防接種マニュアル（A類疾病）参照）を直ちに松江市へ報告すること。

（松江市は医師からコッホ現象の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て、「コッホ現象事例報告書」を島根県に提出する。保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項をそれぞれ報告及び提出する。）

(7) 水痘<<乾燥弱毒性水痘ワクチン>>

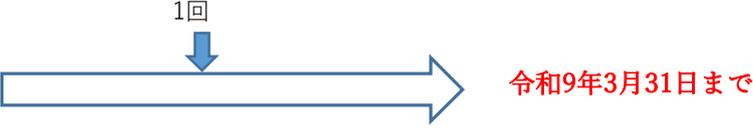
対象年齢	1歳（生後12か月）以上～3歳未満（3歳の誕生日前日まで）		
法定接種	<p>1回目</p> <p>2回目</p> <p>1歳以上</p> <p>3歳未満</p> <p>3か月以</p> <p>3か月以上の間隔をおいて2回接種する</p>		
接種量	0.5ml	方法	皮下注射

標準接種	1回目
	1歳（生後12か月）以上1歳3か月未満で行う。
標準接種	2回目
	1回目接種後、6か月から12か月未満の間隔をおいて行う。

(8) 麻しん・風しん《MRまたはMまたはR》

対象年齢	第1期：1歳以上2歳未満（2歳の誕生日前日まで） 第2期：小学校就学前年度の1年間（年度内に6歳になる人）		
法定接種	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>第1期</p> <p>1歳以上 → 2歳未満</p> <p>1歳（生後12か月）以上2歳未満で 1回行う。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>第2期</p> <p>5歳以上 → 7歳未満</p> <p>小学校就学前年度の1年間(4/1~3/31) に1回行う</p> </div> </div>		
接種量	0.5ml	方法	皮下注射

- ア 麻しん・風しん予防接種は、原則、麻しん風しん混合（MR）ワクチンを使用する。ただし、保護者より単原ワクチンの希望があった場合、27日以上の間隔で各1回ずつ接種する。
 ※第1期・第2期で単抗原ワクチンを希望する場合、松江市に事前に連絡し、予診票はオレンジ色（麻しん用）又は桃色（風しん用）を使用する。
- イ 麻しん風しん混合（MR）ワクチンについては、麻しんまたは風しんに既に罹患した人も麻しん風しん混合（MR）ワクチンを接種することができる。（ワクチン成分に対応する疾病の全てに罹患している人は除く。）
- ウ 麻しん風しん混合（MR）、麻しん予防接種（第1期・2期）については、必要があれば分割接種をすることができる。分割接種をした場合には、予診票に「分割接種」と赤字で記入。（分割接種は1人につき2回を限度とする。）

予防接種の特例			
対象年齢	第1期：令和4年4月2日～令和5年4月1生まれ 第2期：平成30年4月2日～平成31年4月1生まれ のうち、麻しん・風しん予防接種を接種していない人		
法定接種	特例対象の第1期、第2期  令和9年3月31日までの間に1回行うこと		
接種量	0.5ml	方法	皮下注射

- ア 令和6年度の麻しん・風しんワクチンの供給不足により接種を受けられなかった人は、以下のような特例措置とする。
- (ア) 特例の期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (イ) 対象者は下記のとおりとする。
- 第1期：令和4年4月2日～令和5年4月1生まれ
- 第2期：平成30年4月2日～平成31年4月1生まれ
- (ウ) 松江市が送付する「特例」のスタンプが押してある特例用の予診票を使用する。
- (エ) 必ず母子健康手帳の接種歴を確認して接種すること（特例用の予診票を送付しているが、松江市に転入前の自治体で接種している可能性があるため）。

(9) 日本脳炎《乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン》

対象年齢	1期：生後6か月～7歳6か月未満 2期：9歳～13歳未満（小学4年生の4月に予診票送付）		
法定接種	<p>1期</p> <p>生後6か月以上 → 7歳6か月未満</p> <p>1期初回(1回) 1期初回(2回) 1期追加(3回)</p> <p>6日以 6か月以</p> <p>1期初回 6日以上の間隔をおいて2回行う。</p> <p>1期追加 6か月以上の間隔をおいて1回行う。</p>		
	<p>2期</p> <p>9歳以上 → 13歳未満</p> <p>2期</p> <p>1回の接種を行う</p>		
接種量	3歳未満：0.25ml 3歳以上：0.5ml	方法	皮下注射
標準接種	<p>1期初回 標準接種期間は3歳以上4歳未満とする。 6日から28日までの間隔をおいて2回行う。</p> <p>1期追加 標準接種期間は4歳以上5歳未満とする。 初回終了後、おおむね1年を経過した時期に1回行う。</p> <p>2期 標準接種期間は9歳以上10歳未満とする。</p>		

- ア 令和6年3月31日以前生まれの人で、3歳未満で接種を希望する場合、医療機関にて予診票を新様式に差し替えて使用する。3歳以上用の予診票も医療機関で回収する。
- イ 令和6年3月31日以前生まれの人で、3歳未満の予診票を持参し、3歳以上で接種を希望する場合、医療機関にて予診票を新書式に差し替えて使用する。3歳未満用の予診票も医療機関で回収する。
- ウ 平成26年4月1日より前に、旧規則に規定する接種間隔を超えて行った接種であって、平成26年4月1日施行の新規則に規定する予防接種に相当する接種を受けた人は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができる。
- エ 日本脳炎1期未完了で2期を接種する場合、2期の対象年齢の人はまず2期の接種を優先し、母子健康手帳の2期の欄に記入すること。1期の未接種分を任意接種で接種する場合には1期の欄を使用し、その場合「任意接種」と記入すること。

予防接種の特例			
対象年齢	<p>平成18年4月2日から平成19年4月1日に生まれた20歳未満の人（20歳の誕生日前日まで）</p> <p>：平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある人</p>		
法定接種	<p>①平成23年5月19日までに1期初回が1回以上接種済の人</p> <p>1期 6日以上の間隔をおいて不足分を接種する。</p> <p>2期 6日以上の間隔をおいて、1回接種する。</p>		
	<p>②平成23年5月19日までに未接種の人</p> <p>1期初回（1回目、2回目） 6日以上の間隔をおいて2回行う。</p> <p>1期追加（3回目） 6か月以上の間隔をおいて1回行う。</p> <p>2期 6日以上の間隔をおいて1回行う</p>		
接種量	0.5ml	方法	皮下注射
標準接種	<p>1期初回（1回目、2回目） 6日から28日までの間隔をおいて、2回行う。</p> <p>1期追加（3回目） 2回目からおおむね1年を経過した時期に接種する。</p>		

ア 平成17年度から平成21年度にかけての積極的な勧奨の差し控えにより、接種を受けられなかった人は、以下のような特例措置とする。

(ア) 実施規則附則第3条特例対象者：平成18年4月2日生～平成19年4月1日生の人は、20歳未満（20歳の誕生日前日）まで第1期不足分及び第2期を接種できる。

(イ) 過去に接種した回数は、原則、定期接種として接種したものについて考慮するが、任意で接種した回数も考慮した上で残りの回数を決定してかまわない。

(10) ジフテリア・破傷風<<二種混合(DT)>>

対象年齢	11歳～13歳未満 (13歳の誕生日前日まで) (小学6年生の4月に予診票送付)		
法定接種			
接種量	0.1ml	方法	皮下注射
標準接種	期間内に1回、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として行う		

ア ジフテリア又は破傷風のいずれかに罹患した人も、既罹患疾病に対応するワクチン成分を含有する混合ワクチンを接種することができるが、二種混合(DT)ワクチンのみを使用し、接種量は0.1mlである。

標準接種	中学1年生の間が標準接種期間である。
	<u>2回接種</u> 6か月の間隔をおいて2回行う。
	<u>3回接種</u> 2か月の間隔をおいて2回行った後、1回目から6か月の間隔をおいて1回行う。

キャッチアップはR7年度で終了（対象者に注意すること）。

- ア 令和8年度からHPV2価（サーバリックス）及びHPV4価（ガーダシル）を定期接種で用いるワクチンから除くこととし、HPV9価（シルガード）のみ定期接種で用いるワクチンとする。
- イ 1回目に2価または4価ワクチンを使用して1回目または2回目の接種を終了した人の接種について、9価ワクチンに変更して行うことができる（方法は上記に記載）
- ウ 令和8年度から発行する予診票は、使用ワクチン名が9価のみとなるが、令和7年度までの予診票も使用可能である。ただし、2価、4価ワクチンが使用できないことに注意すること。
- エ HPV感染症は性感染症であること等から、感染予防やがん検診を受診することの必要性について、予防接種を行う際に併せて説明することが望ましい。
- オ 接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるので、失神による転倒等を防止するため、注射後の移動の際には、保護者又は医療従事者が腕を持つなどして付き添うようにし、接種後30分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要がある。

令和8年度 A 類疾病予防接種業務委託 委託料(消費税込み)

ワクチンの種類	金額(円)
RS ウイルスワクチン(妊婦)	30,096
不活化ポリオ (乳幼児)	11,770
五種混合 1期 (乳幼児)	21,912
三種混合 1期 (乳幼児)	11,110
二種混合 2期 (学童)	7,095
日本脳炎 1期 (乳幼児)	9,350
日本脳炎 1期不足分・2期 (学童)	7,975
麻しん風しん混合 第1期・第2期 (乳幼児)	12,430
麻しん 第1期・第2期 (乳幼児)	8,888
風しん 第1期・第2期 (乳幼児)	8,888
麻しん・風しん混合及び 麻しん(第1期・第2期)分割接種(乳幼児)	1,845
水痘 (乳幼児)	10,725
B型肝炎 (乳幼児)	8,209
BCG (乳幼児)	13,475
ヒブ (乳幼児)	9,473
小児肺炎球菌 (乳幼児)	12,716
子宮頸がん(9 価)(学童)	29,931
ロタリックス(1 価)(乳幼児)	17,336
ロタテック(5 価)(乳幼児)	12,223